

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則
(平成十三年六月二十二日環境省令第二十三号)

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の見直し)

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画については、少なくとも五年ごとに検討が加えられ、その結果に基づき必要な見直しが行われるものとする。

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準)

第三条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）第一条の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したものについて、当該処理したものが、次の表の上欄に掲げる廃棄物である場合ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

一 廃油	当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であること。
二 廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
三 廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。
四 陶磁器くず	当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。
五 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。

[機器リスト]

No	機器名称	メーカー名	型式	製造番号	製造年	保管場所
1	No. 1 高圧進相コンデンサ 200kVA	三菱電機株式会社	KL-6	BM72134	1987	工場棟受変電室
2	No. 2 高圧進相コンデンサ 200kVA	三菱電機株式会社	KL-6	BM72140	1987	工場棟受変電室
3	No. 3 高圧進相コンデンサ 300kVA	三菱電機株式会社	KL-6	BM01390	1987	工場棟受変電室
4	No. 4 高圧進相コンデンサ 400kVA	三菱電機株式会社	KL-6	BM01349	1987	工場棟受変電室
5	高圧進相コンデンサ 100kVA	三菱電機株式会社	KL-6	MM85569	1980	粗大ごみ処理棟電気室
6	水銀灯安定器	岩崎電気株式会社	H7-CCB 50	6515	-	工場棟受変電室
7	No. 1 高圧進相コンデンサ用リアクトル 200kVA	三菱電機株式会社	KR	67240	1987	工場棟受変電室
8	No. 2 高圧進相コンデンサ用リアクトル 200kVA	三菱電機株式会社	KR	67241	1987	工場棟受変電室
9	No. 3 高圧進相コンデンサ用リアクトル 300kVA	三菱電機株式会社	KR	67242	1987	工場棟受変電室
10	No. 4 高圧進相コンデンサ用リアクトル 400kVA	三菱電機株式会社	KR	67243	1987	工場棟受変電室
11	一般動力変圧器 750kVA	三菱電機株式会社	RA-T	H26740002	1987	工場棟受変電室
12	電灯変圧器 300kVA	三菱電機株式会社	SF-T	H26740003	1987	工場棟受変電室
13	保安動力変圧器 75kVA	三菱電機株式会社	RA-T	H26740004	1987	工場棟受変電室
14	保安照明変圧器 50kVA	三菱電機株式会社	RA	H26740005	1987	工場棟受変電室
15	400kVA 変圧器	三菱電機株式会社	RA-T	A36436001	1981	粗大ごみ処理棟電気室
16	プラント動力変圧器 300kVA	三菱電機株式会社	RA-T	D240044	1981	粗大ごみ処理棟電気室
17	一般動力変圧器 30kVA	三菱電機株式会社	RA	D200217	1979	粗大ごみ処理棟電気室
18	電灯変圧器 20kVA	三菱電機株式会社	SF	E280385	1981	粗大ごみ処理棟電気室

